

# 市意見の概要

## 1 届出概要

- (1) 店舗名称 富士屋瀬名店・瀬名鑑定団
- (2) 届出日 平成23年4月8日
- (3) 届出内容 法附則第5条第1項に基づく変更届（既存店の閉店時刻の変更）

## 2 審査の結果

市意見なし

なお、次の事項を附帯事項とし、対応を求めた。

- (1) 騒音・光害に関して、地域住民から苦情等が発生した場合は直ちに対策を講じること。その対策については、実効性を担保するため、客観的な数値を以て地域住民に対して説明すること。
- (2) 騒音に関して環境部局から指導があった際には、指導内容に沿った適切な対策を講じること。
- (3) 瀬名鑑定団店舗外の日よけ部分（アーケード）における青少年等の迷惑行為等防止のための対策として、青少年等のたむろ防止のための掲示、見回り及び声かけの対策を引き続き誠実に行うこと。  
特に、株式会社神成の従業員による夜間の店舗内外の見回り体制が、実効性のある体制となるよう、引き続き誠実に対応すること。
- (4) 店舗南側通路の店舗裏側入口の閉鎖について、隣接する住宅の関係者及び地元自治会と調整の上、効果的な対策を講じること。また、当該通路の定期的な清掃を行うこと。
- (5) 地域住民等との信頼関係構築のため、地域住民等から瀬名鑑定団の運営方法等について要望があった場合及び株式会社神成の意向に基づき、店舗の運営方法等を変更する際には、これらについて協議を行う体制を整えること。また、協議を行った事項については、文書を以て相互に確認すること。

なお、これに係る対応の責任者は、小売業者の従業員ではなく、設置者及び小売業者であることに留意すること。

## 3 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく市の考え方

### (1) 交通に係る事項

駐車場の必要台数の確保、駐車場の位置及び構造等交通に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大店立地法に定める市の意見はない。

### (2) 防災・防犯対策に係る事項

青少年等の迷惑行為等について、届出書類においては、駐車場利用可能時間外に駐車場を閉鎖する対策が示され、当該大規模小売店舗にて事業活動を行う小売業者から本市あて提出された文書では、青少年等のたむろ防止のための掲示、見回り及び声かけの対策が示され、店舗南側通路については、店舗出入口側から通り抜けができないような対策及び定期的な清掃を行うことが示されている。

また、店舗南側通路の店舗裏側入口の閉鎖については、当該大規模小売店舗にて事業活動を行う小売業者から本市あて提出された文書において、地元自治会及び隣接する住宅の関係者と調整し、対策を講じることが示されている。

以上のことから、必要な対策が講じられているものと判断したため、大店立地法に定める市の意見はない。

### (3) 騒音に係る事項

夜間の騒音予測に関して、一部の予測地点において、来客車両から発生する騒音が規制基準値を超過するが、駐車場の一部夜間利用制限等を行うことによって、騒音の低減に努めることが示されている。

また、店舗内における騒音等について、買い取り時の呼び出し音を放送設備によるものから、コールタブに変更したこと及び店舗出入口付近のBGMの音量を下げる等、一定の配慮がなされていることを確認している。

以上のことから、必要な対策が講じられているものと判断したため、大店立地法に定める市の意見はない。

なお、店舗内における騒音等について、当該大規模小売店舗にて事業活動を行う小売業者から本市あて提出された文書では、騒音に関して地域住民から苦情等が発生した場合は直ちに対策を講じること及び環境部局から指導があった際には指導内容に沿った適切な対策を講じることが示されている。

### (4) 街並みづくり等への配慮に係る事項

店舗照明について、届出書類においては、照明看板・照明はカットオフタイプを使用し、周辺住居に過度の光が漏れないよう配慮することが示されている。また、当該大規模小売店舗にて事業活動を行う小売業者から本市あて提出された文書では、周辺住民から要望があった部分について、照明の向きを変更したことが示されている。

以上のことから、必要な対策が講じられているものと判断したため、大店立地法に定める市の意見はない。

なお、光害に関して、当該大規模小売店舗にて事業活動を行う小売業者から本市あて提出された文書では、地域住民から苦情等が発生した場合は直ちに対策を講じることが示されている。

※市意見の審査の対象となるものは変更事項に関するもののみである。

なお、住民等から提出された意見に基づき、次のとおり審査を行った。

① 瀬名鑑定団側は、当初から営業時間を午前0時と説明しているが、大店立地法の届出上は午前2時までとなっている。大店立地法の届出についても午前0時までとすべきである。

当該大規模小売店舗にて事業活動を行う小売業者から本市あて提出された文書では、閉店時刻を午前2時から午前0時とすること及び平成23年4月8日提出の法附則第5条第1項に基づく届出書について、届出内容を訂正するための書面を、設置者を通じて市あて提出することが示されており、これを受け、平成23年11月28日付けで当該文書が本市あて提出された。

② 騒音や青少年のたむろ等、周辺的生活環境に更なる悪影響を及ぼすこととなるため、営業時間を富士屋と同様の午後10時までとするべきである。

営業時間を午後10時までとするべきであるとの住民等意見については、大店立地法に定める市の意見の対象ではない。

なお、夜間の騒音予測に関して、一部の予測地点において、来客車両から発生する騒音が規制基準値を超過するが、駐車場の一部夜間利用制限等を行うことによって、騒音の低減に努めるとの対策が示されている。また、その他の騒音や青少年のたむろ等については、下記③・④のとおり審査した。

③ 入口付近のBGM等は、来客の往来の度に外まで漏れてくるので、音量を下げる等の対策を講じたうえ、二重扉等の対策を講じるべきである。

買い取り時の呼び出し音を放送設備によるものから、コールタブに変更したことを確認しており、また、店舗出入口付近のBGMの音量を下げる等、店舗内における騒音について、一定の配慮がなされていることを確認している。

以上のことから、必要な対策が講じられているものと判断したため、大店立地法に定める市の意見はない。

なお、当該大規模小売店舗にて事業活動を行う小売業者から本市あて提出された文書では、騒音に関して地域住民から苦情等が発生した場合は直ちに対策を講じること及び環境部局から指導があった際には指導内容に沿った適切な対策を講じることが示されている。

④ 夜間等、店舗周辺にたむろする若者等の迷惑行為がある。また、店舗南側の封鎖が不十分である。加えて、定期的な見回り・清掃が必要である。

届出書類においては、駐車場利用可能時間外に駐車場を閉鎖する対策が示され、当該大規模小売店舗にて事業活動を行う小売業者から本市あて提出された文書では、青少年等のたむろ防止のための掲示、見回り及び声かけの対策が示され、店舗南側通路については、店舗出入口側から通り抜けができないような対策及び定期的な清掃を行うことが示されている。

また、店舗南側通路の店舗裏側入口の閉鎖については、当該大規模小売店舗にて事業活動を行う小売業者から本市あて提出された文書において、地元自治会及び隣接する住宅の関係者と調整し、対策を講じることが示されている。

以上のことから、必要な対策が講じられているものと判断したため、大店立地法に定める市の意見はない。

⑤ 店舗駐車場内の照明について配慮が必要である。

店舗照明について、届出書類においては、照明看板・照明はカットオフタイプを使用し、周辺住居に過度の光が漏れないよう配慮することが示されている。また、当該大規模小売店舗にて事業活動を行う小売業者から本市あて提出された文書では、周辺住民から要望があった部分について、照明の向きを変更したことが示されている。

以上のことから、必要な対策が講じられているものと判断したため、大店立地法に定める市の意見はない。

なお、光害に関して、当該大規模小売店舗にて事業活動を行う小売業者から本市あて提出された文書では、地域住民から苦情等が発生した場合は直ちに対策を講じることが示されている。

⑥ 届出書等に示された対応は継続的に行う必要である。また、地元自治会・周辺住民と定期的に意見交換する場が必要である。

大店立地法に定める市の意見の対象ではないが、設置者及び小売業者が地域住民との良好な関係を構築することは重要であり、かつ必要であると考えられるため、地域住民等から要望があった際及び小売業者の意向に基づき、店舗の運営方法等を変更する際には、これらについて協議を行う体制を整えること並びに協議を行った事項については、文書を以て相互に確認することを求める。